

# 命を守る ~事故にあわない、おこさない~ 早めのライトと反射材



# 9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です 秋の全国交通安全運動

平成29年9月21日(木)～9月30日(土)



## 子供と高齢者の 安全な通行の確保と 高齢運転者の 交通事故防止



夕暮れ時と  
夜間の歩行中  
・自転車乗用中の  
交通事故防止



## 全ての座席の シートベルトと チャイルドシートの 正しい着用の徹底



チャイルドシート推奨シンボルマーク



# 平成29年度 秋の全国交通安全運動 重点項目

## ① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

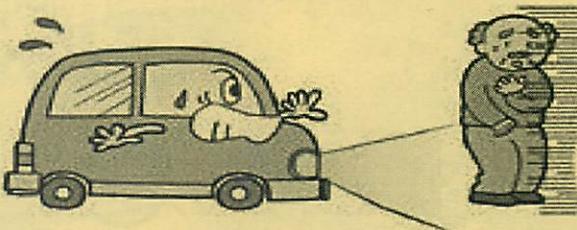
通学中の児童・生徒が交通事故の被害者となるなど、依然として道路において子供が危険にさらされています。また、高齢運転者による重大事故が発生していること、また交通事故死者数全体の半数以上を高齢者が占めていることから、社会全体で交通安全意識の高揚を図るとともに、子供や高齢者等交通弱者を思いやり、交通事故を防止しましょう。

## ② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間には重大事故につながるおそれのある事故が多発します。夕暮れ時、夜間の交通事故防止のため、歩行・自転車乗用時には、反射材用品等の着用及び自転車の前照灯を徹底しましょう。

### 早めのライト点灯推奨時間

- ・4~9月 午後5時
- ・10~3月 午後4時



## ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



※ 6歳未満のお子さまにはチャイルドシートの着用が義務付けられています

「チャイルドシート」は国の安全基準に適合したものを見つめましょう。  
適合したシートには、右のいずれかの表示があります。



E43

自

「43」以外の番号の製品も安全基準適合品です。

## ④ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質危険な犯罪です。その危険性、反社会性を市民一人一人が認識することにより、「飲酒運転は絶対に許さない」尼崎を実現し、飲酒運転を根絶しましょう。

### 飲酒運転追放「三ない運動」

- ・酒を飲んだら車を運転しない
- ・運転するときは酒を飲まない
- ・運転する人には酒を飲ませない

### ハンドルキーパー運動

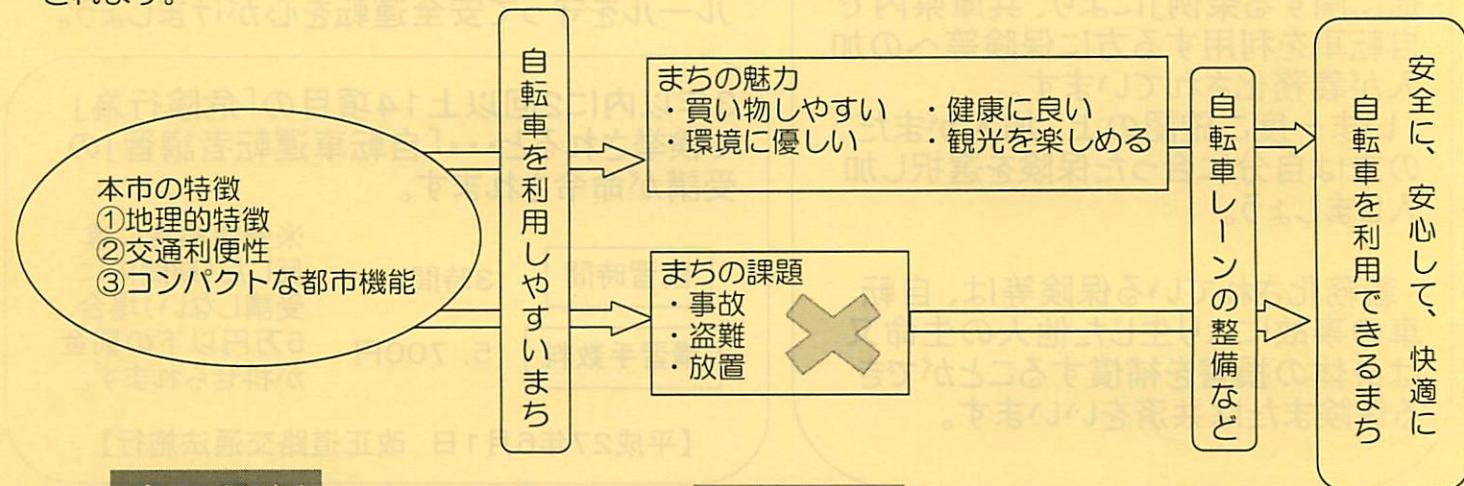
自動車で飲食店等へ行く場合に、  
お酒を飲まない人を決め、その人が  
仲間を自宅まで送り届けましょう。



ハンドル  
キーパー

# 尼崎市自転車のまちづくり推進条例が10月1日に施行されます

本市では、自転車が身近な交通手段として利用されています。一方、自転車関係の事故や盗難、駅前の放置自転車の問題などが課題となる中、行政や市民、事業者等の取組により、状況は少しずつ改善されつつあります。その取組を、より効果的に進めるとともに自転車の利用をまちの魅力にするため、条例を制定しました。この条例は平成29年10月1日に施行されます。



## 市の役割

- ・自転車に係る課題解決とともに、自転車を楽しんでいただくような魅力を創造するための計画を、有識者などの意見を聴きながら策定し、自転車のまちづくりを推進します。
- ・自転車を安全かつ快適に利用するための環境の整備を進めます。
- ・交通事故につながるような危険な自転車利用をした者等に対し、自転車の安全適正利用のために必要な指導を実施します。
- ・自転車の安全適正利用やメリットに関する情報を収集し、市民や事業者の皆様に発信します。

## 市民等の役割

身近な人とともに自転車の安全適正利用について理解を深め、主体的に取り組むとともに、また、市と一緒にになって自転車のまちづくりを推進していただきます。

## 事業者等の役割

- ①事業者、②学校や塾、スポーツクラブなどの教育事業者等、③自転車小売業者等の皆さんには、従業員の皆さん（②、③はそれぞれ児童、生徒等やお客様にも）への自転車の安全適正利用に関する啓発や、お客様等に迷惑駐輪をさせないような措置を講じていただきます。また、市と一緒にになって自転車のまちづくりを推進していただきます。

# 条例施行に伴い、交通違反者などは市から指導を受けます！

「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」の施行後は、

- ①道交法当違反のおそれがある行為や迷惑運転をした自転車利用者
- ②自転車関連犯罪（盗難等）に遭うおそれがある自転車利用者
- ③迷惑駐輪をした自転車利用者
- ④自転車の安全運転を阻害する行為をした自動車ドライバー
- ⑤従業員への啓発責務を果たさない事業者、教育事業者、自転車小売業者等
- ⑥児童等への啓発責務を果たさない教育事業者
- ⑦顧客への啓発責務を果たさない自転車小売業者等
- ⑧迷惑駐輪防止措置を講じない事業者、教育事業者、自転車小売業者等は、市より指導を受けることになります。

①及び④については、市より指導を受けるとともに、指導カードが手渡されます。

## ➤ 指導対象になる交通違反



# 自転車保険に入っていますか？

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、兵庫県内で自転車を利用する方に保険等への加入が義務化されています。

いま一度ご確認の上、加入がまだの方は自分に合った保険を選択し加入しましょう。

義務化されている保険等は、自転車の事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険または共済をいいます。

# 自転車運転者講習制度が始まります！

危険行為を繰り返す14歳以上の自転車運転者に安全講習が義務化されています。ルールを守って安全運転を心がけましょう。

3年以内に2回以上14項目の「危険行為」で検挙されると…「自転車運転者講習」の受講が命令されます。

## 講習時間

3時間

## 講習手数料

5,700円

※受講命令に違反した(期間内に受講しない)場合、5万円以下の罰金が科せられます。

【平成27年6月1日 改正道路交通法施行】

# 毎月23日は「自転車安全運転の日」

毎月23日を「自転車安全運転の日」とし、市道等において啓発を行っています。安全運転を心がけ事故のない尼崎を目指します。



# 「運転経歴証明書」の申請について

## 運転経歴証明書は



- 本人確認書類として効力があります。
- 記載事項変更、再交付が可能です。(再交付手数料1,000円が必要です。)
- 過去5年以内に有効期間中の運転免許証を自主返納された方及び現在有効期間中の運転免許証を自主返納しようとお考えの方であれば交付申請ができます。

## 申請に必要なもの

- 写真  
3cm × 2.4cm  
過去6ヶ月以内  
無背景
- 交付手数料  
1,000円
- 印鑑 等

※詳しくは申請先の各管轄警察署へお問い合わせ下さい。

## 申請先

- 阪神更新センター  
(JR伊丹駅北約150m)  
TEL (072) 783-0110

- 尼崎南警察署  
TEL 6487-0110
- 尼崎東警察署  
TEL 6424-0110
- 尼崎北警察署  
TEL 6426-0110

月～金(祝・休日を除く)  
日曜日(午後のみ)  
9～11時  
13時～16時  
即日交付

月～金(祝・休日を除く)  
9～11時30分  
13時～16時  
約2週間後に交付

## 運転免許の返納を考えてみませんか？

高齢ドライバーのみなさん  
運転経歴証明書を提示して  
さまざまな特典が受けられます

高齢者運転免許自主返納サポート協議会・兵庫県警察・兵庫県  
高齢者・女性会・平成27年度運転免許更新期日改定実行委員会

## 〈秋の全国交通安全運動 推進機関・団体（順不同）〉

尼崎市 尼崎南・東・北警察署  
尼崎市教育委員会 尼崎南・東・北交通安全協会 尼崎市市民運動推進委員会

尼崎市生活安全課 TEL 6489-6502